区　域　五島列島南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年九月二十二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年九月二十二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦等　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年九月二十二日
防衛大臣　江渡　聡徳
日　時　平成二十六年十月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年九月二十二日
近畿地方整備局長　森　昌文
一　登録番号
近畿地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社日本確認検査センター
三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	兵庫県西宮市池田町9番7号

(2)　変更年月日
平成二十六年九月一日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	野村　泰三、武田　浩司

(2)　変更年月日
平成二十六年九月一日

○九州地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月二十二日
九州地方整備局長　金尾　健司
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
諫早市下大渡野町一四五五番五から同市下大渡野町五三一番一まで	前	二四・四〇～一一〇・九三メートル	〇〇・七四八キロメートル
	後	四〇・二三～八一・〇〇	〇・七四八

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所